



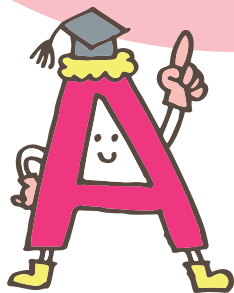
帰国してしまった外国籍の配偶者と離婚するには？

相談者の気持ち

私(日本人)は外国籍の夫と国際結婚し日本で暮らしていましたが、夫が自国へ帰ってしまい戻ってきません。離婚したいのですが、どこに訴えを起こせばよいのでしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか。



まず、国際結婚をしている夫婦が離婚をする場合、日本または外国のどちらの国の法律に準拠して離婚請求の可否が判断されるのか、という問題があります。準拠法の問題と言っています。国によっては、宗教的な背景などにより離婚ができない、あるいは極めて難しいこともあり得るので、これは重大問題です。

次に、裁判離婚を求める際には、どちらの国の裁判所へ申し立てて裁判してもらうのかが問題になります。国際裁判管轄の問題です。

この2つは同じように感じるかもしれませんが、実は違う問題です。

相談者の場合、外国籍の夫と日本で暮らしていたとのことですので、「夫婦に最も密接な関係がある地の法」(法の適用に関する通則法25条、27条)を準拠法として日本の法律に基づいて離婚を進めることが認められます。

どちらの裁判所で裁判するのかという国際裁判管轄については、原則は、被告の住所地国です。ただし、2019年4月1日に施行された人事訴訟法改正により「夫婦の最後の共通の住所が日本国内にあり、かつ、原告の住所が日本国内にあるとき」などは日本の家庭裁判所で裁判できることになっています。実務的には、これ

に当てはまる場合が多いと思います。

日本法が適用されますので、離婚訴訟をする場合には、原則として、訴訟の前に離婚請求の調停を申し立てる必要があります(家事事件手続法257条1項で調停前置主義といいます)。

しかし、相談者の場合、相手方が外国に帰ってしまって調停手続きが困難であると考えられますので、裁判所により「事件を調停に付することが相当でない」(家事事件手続法257条2項ただし書)との判断がなされることになり、調停を経ずに離婚訴訟を提起することが可能であると考えられます。

したがって、相談者の場合、離婚請求の調停の申立てを経ずに、住所地を管轄する家庭裁判所に、直接、離婚訴訟を起こすことが可能です。

もっとも、日本での家庭裁判所への訴え提起による裁判離婚の手続きとともに、相手国での離婚手続きも必要となります。これをしないと、日本国内ではあなたは離婚しているのに、相手方の国においてはあなたはまだ配偶者だ、という状態が継続しているからです。

国によって離婚手続きや必要書類は異なります。相手国の大使館に、離婚手続きについて問い合わせることをお勧めいたします。

